

宇部市多胎児育児支援事業委託仕様書

1 業務名

宇部市多胎児育児支援事業

2 業務目的

宇部市多胎児育児支援事業(以下「事業」とする。)は、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱(平成17年8月23日雇児発大 0823001 号)の「産前・産後サポート事業」の規定に基づき、多胎妊婦や多胎児を育てている親及びその家族の心身の負担軽減を図るため、交流会や相談支援等を実施し、家庭や地域での孤立感を解消し、妊婦応援都市として、子育てを応援するまちづくりを推進することを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

4 職員の配置等

事業を実施する受託者(以下「受託者」とする。)は、山口県内に拠点を有する法人等の団体や事業実績のある任意団体であり、保育士、幼稚園教諭または保健福祉医療職の資格を有する者を1名以上配置し、担当者に充てること。

また、事業の内容から、個人情報漏えい滅失、毀損又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずること。

5 業務委託内容

次の(1)、(2)の事業を実施するもの(以下「事業者」とする。)とする。

ただし、新型コロナウイルスの感染拡大状況により、開催方法は、専用ウェブサイトやオンラインでの交流会の開催やPRなども企画すること。

(1) 多胎児ピアサポート事業

ここでいう、ピアサポートとは、多胎児の育児経験者による支援のことをいう。

対象者同士、多胎児の育児経験者家族との交流会等の実施、多胎妊婦が入院している場合や、外出支援が困難な場合など、必要に応じて多胎児育児経験者や職員が相談支援や情報提供、関係機関との連絡調整等を実施する。

(ア) 多胎妊婦、多胎児を育児している親及びその家族の交流会の実施

① 内容・開催方法

多胎妊婦、多胎児を育てている親子および家族が集まり、妊娠中や育児に関することを話す場を設定。会の開催の案内、実施運営、会の振興について職員等による場の調整を行う。

具体的には、多胎児育児経験者を活用しての交流会や情報提供など。

② 対象者

多胎妊婦、多胎児を育児している親及びその家族

③ 開催回数

1 回あたりの参加人数は定めないが、3か月に 1 回程度、開催する。

(イ) 多胎児育児経験者等による相談支援業務

① 内容・開催方法

多胎児育児経験者や職員による、個別の相談支援業務を行う。

対象者が入院中や外出が困難な場合などは、電話や専用ウェブサイト、オンラインなどでの対応などの相談方法も調整する。

② 対象者

多胎妊婦、多胎児を育児している家族

③ 開催回数

開催回数は定めないが、相談について、随時対応できる体制を整備する。

(ウ) 多胎児育児経験者等への活動支援

① 内容・開催方法

多胎児育児経験者の募集、活動に関する支援を行う。具体的には、上記(ア)(イ)の活動に関する基礎知識や傾聴の基本についてなどの研修会の開催、活動上の心配事等についての相談窓口としての機能を担う。

② 対象者

多胎児の育児経験のある家族等

③ 開催回数

研修会については、対象者 1 人につき、年 1 回以上の開催を行う。

相談窓口としての機能は、常時対応できる体制整備を行う。

(エ) 多胎児育児支援事業の啓発

市の妊婦応援都市の推進宣言に関する事業と協力し、市民への啓発を行う。

(2) 多胎妊婦育児に関する関係者との連携

育児サークル、育児支援組織、行政・医療機関等、関係機関と(1)の事業に関する活動についての定期的な情報共有の場を作り、多胎児支援に関するネットワークの構築を進め、情報発信を図る。

① 実施方法

多胎児支援を実施する関係機関の担当者には、事業についての説明、進捗状況を報告し、活動についての意見交換を行う。

② 対象者

多胎児育児支援経験者、多胎児支援を実施する関係者(医療機関、保育園や幼稚園、行政、子育てサークル、育児相談機関等)

③ 開催回数

関係者会議については、年 1 回以上の開催を行う。

6 事業実施に係る留意事項

(1) 新型コロナウイルス対策

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス対策に十分配慮し、施設の利用時は、市の基本方針や施設の利用ガイドラインに従うこと。

新型コロナウイルスの感染状況により、イベント等の開催が難しい場合は、オンラインでの課題解決等を積極的に取り入れるなど実施方法を工夫すること。

(2) 緊急時や苦情の対応

事業の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、事業者は速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。また、事故等が発生した場合に事業者は、市と協力して事故等の原因調査に当たる。

多胎児育児支援事業に関する苦情及びその他問題が発生したときは、市と協力して誠意をもってすみやかに解決に努めるものとする。

(3) 保険の加入

本業務の実施にあたり事業者は傷害保険、賠償保険に加入しなければならない。

(ア) 傷害保険・賠償保険の内容

交流会での事故で、事業利用者が身体に傷害を受けた場合の補償及び、職員の責任賠償の保険

(イ) 傷害保険・賠償保険の対象

事業利用者、職員(スタッフ、ボランティアなど、多胎児育児支援事業に関係するすべての人)

(4) 利用料の徴収

利用料及び事業への参加料は、利用者から徴収しないこととする。ただし、研修会等の材料代など、利用者負担が適当と認める必要最低限の実費については、徴収可能とする。

(5) 物品の購入等

日常の消耗品や備品(電話等通信機器を含む)については、事業者が予算の範囲内で購入する。なお、委託期間内に委託事業者が委託料で購入した物品等は市に帰属する。

(6) 個人情報保護

本業務を実施するために個人情報を取り扱う場合は、次のとおり(ア)～(エ)の個人情報の適正な管理な管理のために必要な措置を講じるほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日号外法律第57号)、宇部市個人情報保護条例(平成16年宇部市条例第33号)及びその他の関係法規等を遵守しなければならない。

(ア) 事業者は本事業の実施に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

(イ) 事業者は、業務を実施するため市から渡された情報及び本事業活動において収集作成した情報等を本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(ウ) 事業者は、業務を実施するため市から渡された個人情報、及び本事業活動において収集作成した個人情報の内容を、漏えい、き損又は滅失した場合は、市に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(エ) 個人情報の保護については、委託期間が満了し若しくは委託を取り消された後においても遵守しなければならない。

(7) 業務の引継ぎ

委託期間が終了したとき、及び委託を取り消されたときは、事業の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の受託者に対して業務の引き継ぎを最大限の努力もって行うこととする。

(8) 委託業務の範囲

委託業務の範囲は、委託対象となる事業内容にかかわる企画、制作、印刷、配架(発送、運搬)展

示、関係機関との調整、運営等すべてに係ることとする。

経費の区分としては、委託範囲の内容に係るすべての経費を含み追加はないものとする。

8 業務に関する報告

(1) 報告書等の作成

事業者は、市の指示に基づき、計画書、報告書及び本業務において作成した資料等を報告期日までに市に報告すること。なお、様式は問わない。

(2) 報告期日

ア 事業計画書 … 契約締結時

(ア) 業務概要

(イ) 業務実施方針

(ウ) 業務工程表

(エ) 連絡体制

(オ) その他発注者が必要とする書類

イ 業務報告書 … 当月分を翌月10日までに報告する。

ウ 事業実績報告書 … 事業年度終了後速やかに

(ア) 本事業の実施実績

(イ) 本業務にかかる収支の実績

(ウ) その他本業務の実績を把握するため、市が必要と認める事項

9 その他

本仕様書に定めがない事項や、疑義を生じた場合は、市と協議し指示を受けるものとする。

10 問い合わせ先

宇部市子ども・若者応援部 子ども・若者応援課

〒755-0033 山口県宇部市琴芝町二丁目4番25号

電話 0836-31-1732(直通)

FAX 0836-21-6020

Eメール ubehapi@city.ube.yamaguchi.jp